

京丹後市まちづくり基本条例(平成19年京丹後市条例第54号)新旧対照表

現行	改正案
○京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 (略) (青少年の権利) 第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に<u>ふさわしい</u>まちづくりに参加する権利を有する。 (略) (子どもの育成) 第30条 市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。	○京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 (略) (青少年の権利) 第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に<u>応じた関わり方</u>でまちづくりに参加する権利を有する。 <u>2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。</u> (略) (子どもの育成) 第30条 市及び市民は、子どもを<u>学校、家庭、地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u>